

金融庁、サステナビリティ開示基準の適用開始及び総会前開示に向けた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表

Point
1

サステナビリティ開示について影響を受ける会社は？

東京証券取引所プライム市場に上場する会社^{*1}のうち、平均時価総額^{*2}が1兆円以上の会社に対し、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）^{*1}に従って、有価証券報告書等の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項を記載することが義務付けられます。

※1 今回の改正案では、東京証券取引所プライム市場及びSSBJ基準をそれぞれ告示指定することも併せて提案。

※2 有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により算定。

Point
2

どのような開示項目が追加されるのか？

SSBJ基準上開示が求められる事項の記載のほか、SSBJ基準に準拠している旨、二段階開示やSSBJ基準上の経過措置の適用状況について記載が求められます。

また、将来情報やScope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、推論過程等に関する記載及びこれらの情報に係る社内の開示手続の記載も求められます。



ここに注目！

SSBJ基準については、平均時価総額が3兆円以上の会社は2027年3月31日以後、平均時価総額が1兆円以上3兆円未満の会社は2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、それぞれ適用が開始される予定です。

今後、SSBJ基準の適用対象となる会社は順次拡大していく見込みであり、今回SSBJ基準の適用対象外となっている会社においても、将来のSSBJ基準の適用を見据えて準備を進めていくことが重要と考えられます。

Point
3

その他、どのような内容が提案されているのか？

前事業年度に係る有価証券報告書において記載した見積りの方法により算定した数値について、確定値が判明し、見積りによる数値と確定値との間に差異がある場合には、半期報告書において記載することを可能とすることが提案されています。

また、セーフハーバー・ルールとして、Scope3温室効果ガス排出量に関する定量情報について、社内の開示手続等に関する記載がされている場合には、虚偽記載等の責任を負うものではないとする考え方方が明示されることが提案されています。

Point
4

総会前開示への対応に関する改正はどのようなものか？

株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から、以下の事項が提案されています。

- ・有価証券報告書の記載事項等が定時株主総会又はその直後に開催される取締役会の決議事項となっているときにおける当該決議事項等の概要（剩余金の配当に関するものを除く）の記載を原則不要とすること
- ・半期報告書において、中間配当基準日現在における「大株主の状況」及び「議決権の状況」を記載することを可能とすること